



熊本市章

ひらがなの「く」の字を図案化したもので、市民の調和を基とし、たくましく発展する熊本市の姿を太い円で示したものです。
(昭和44年(1969年)8月1日制定)

Kumamoto City Song

熊本市歌

作詞／東岡 正治 作曲／鳥飼 哲夫 編曲／坂本英二
(昭和5年(1930年)3月制定)

- 一、^{れい ほう あ そ はる のぞ みず} 霊峰阿蘇を遥かに望み 水白川の流に^そ沿いて
天下に名だたる古城の都 われらの都 大熊本市
- 二、^{とき わ みどり} 常磐の緑いらかを包み 森の都と世に^{うた}謳われて
^{ぶん うん} 文運さかゆる平和の都 われらの都 大熊本市
- 三、^{りっ し いとな} 商工立市の営みしげく いま新興の光に^み満ちて
^{せい き} 生氣ぞあふるる文化の都 われらの都 大熊本市
- 四、^{かがや しん しゅ はた} 輝く進取の旗ひるがえし 西日本の最中^{にし に ほん}に立ちて
^{きず り そう} いざいざ築かむ理想の都 われらの都 大熊本市



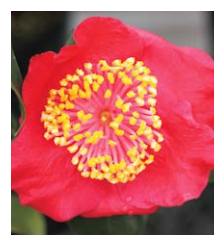
熊本市
市勢要覧
2022



市の木
イチョウ

(イチョウ科)

熊本市民には熊本城が銀杏城といわれているようになじみ深く、強健で樹齢が長く、市街地の街路に多く植栽され、独特な尖円錐形の樹形をつくり春の緑陰、秋の黄葉とその美しさでよく知られている。
(昭和49年(1974年)10月9日制定)



市の花
肥後椿

(ツバキ科)

江戸時代から細川藩の庇護を受け、藩士をはじめ寺社地の豪族等の愛好家によって広められ改良を重ねて、清雅枯淡の味わいある銘花となったといわれている。肥後椿の特色は薄色の花弁が主流でよく整った一重咲きで、中心に金糸銀糸のような色鮮やかな太い雄しべが梅芯のように盛りあがるところにある。
(昭和49年(1974年)10月9日制定)



市の鳥
シジュウカラ

全長約14.5cmで、美しい澄んだ声でさえずり、多量の害虫を食べ、緑を守る益鳥として市民に親しまれている。金峰山や立田山、託麻三山など森に多く生息し白い胸に黒ネクタイ状の帯が目立つ可愛い姿で、四季を通じて観察される。
(昭和59年(1984年)5月22日制定)

(昭和59年(1984年)5月22日制定)

City of Kumamoto

Outline of Kumamoto City

熊本市 市勢要覧 2022



City of Kumamoto

令和4年(2022年)8月発行
発行人／熊本市総務局行政管理部総務課
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
TEL 096-328-2380

発刊にあたって



熊本市は、熊本城に代表される歴史・文化、そして、清らかな地下水や「森の都」と称される豊かな緑を誇る九州中央の拠点都市です。

明治22年の誕生以来、130年を超える歴史の中で幾多の合併を経験するとともに、先人たちが築いてきた数多くの財産を受け継ぎ、74万都市が築き上げられてきました。

そして、令和4年4月、本市は政令指定都市移行から10周年を迎えました。

振り返りますと、平成24年の九州北部豪雨や平成28年の熊本地震、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、幾度の災害に見舞われた10年でした。私達にとって厳しい経験ではありましたが、このことにより大規模災害時の国や自治体間における連携支援体制が構築されるなど、災害対応力の強化が図られるとともに、窓口手続きをはじめとした行政のデジタル化並びに教育現場におけるICT教育が加速化されるなど、様々な面において変革が進められました。

また、熊本城ホールの完成、熊本駅前広場並びに駅ビルの整備、花畑広場の供用開始など、政令指定都市にふさわしい都市基盤の整備を進めることができました。

さらに、本年春には、「くまもと花博」及び「第4回アジア・太平洋水サミット」を開催し、熊本地震から力強く復興した姿と合わせ、本市の魅力を国内外に広く発信することができたものと考えております。

本市では、引き続き新型コロナウイルス感染症から市民の皆様の健康と安心な暮らしを守るため全力で取り組むとともに、これまで以上に政令指定都市移行による効果を市民の皆様に実感していただけるよう、この10年間を検証し、地域主義の理念のもと「上質な生活都市」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

この「熊本市 市勢要覧2022」が皆様方に本市の取組をご理解いただく一助となれば大変幸いに存じます。

令和4年（2022年）8月 熊本市長 大西 一史



令和4年 くまもと花博開催



令和4年 第4回アジア・太平洋水サミット開催



〈熊本市自治基本条例〉

個性豊かで活力に満ちた熊本市をみんなで築いていくために、熊本市自治基本条例を平成22年（2010年）4月に施行しました。

この条例では、自治の基本理念、市民・市議会・行政の役割及び自治を推進するための基本的な事項を規定しています。熊本市は、この条例に基づいて「自分たちのまちは自分たちで創る」という考え方を基本に置いた、情報共有、参画、協働によるまちづくりを進めています。

CONTENTS【目次】

発刊にあたって	西 区	10	機構図	16
市の概要	南 区	11	資料	18
第7次総合計画	北 区	12	名誉市民	41
中央区	市 政	13	市のシンボル	裏表紙
東 区	市議会	14		